

竹原市民生都市建設委員会

平成30年2月23日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第15号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 2 議案第16号 字の区域の変更について
- 3 議案第18号 竹原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案
- 4 議案第19号 竹原市遺児福祉年金条例を廃止する条例案
- 5 議案第21号 竹原市隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第24号 竹原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第25号 竹原市児童館条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第26号 竹原福祉会館設置及び管理条例を廃止する条例案
- 9 議案第30号 竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第32号 竹原市重度障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第33号 竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第35号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第36号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 14 議案第37号 竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 15 議案第38号 竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案
- 16 議案第39号 竹原市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 17 議案第41号 平成29年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 18 議案第43号 平成29年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 19 議案第44号 平成29年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 20 議案第45号 平成29年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

(その他)

1 閉会中継続審査（調査）について

(平成30年2月23日)

出席委員

氏 名	出 欠
宮 原 忠 行	出 席
竹 橋 和 彦	出 席
今 田 佳 男	出 席
高 重 洋 介	出 席
北 元 豊	出 席
宇 野 武 則	欠 席
松 本 進	出 席

委員外議員出席者

氏 名
堀 越 賢 二
川 本 円
井 上 美 津 子
道 法 知 江
脇 本 茂 紀

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳
議会事務局係長 矢 口 尚 士
議事事務局主事 前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 長	今 榮 敏 彦
副 市 長	細 羽 則 生
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
福 祉 部 長	久 重 雅 昭
建 設 部 長	有 本 圭 司
市 民 課 長	森 重 美 紀
人 権 推 進 室 長	堀 川 ち は る
健 康 福 祉 課 長	塚 原 一 俊
社 会 福 祉 課 長	西 口 広 崇
建 設 課 長	大 田 哲 也
下 水 道 課 長	藤 本 嗣 正

午前8時50分 開会

委員長（宮原忠行君） それでは、皆さんおはようございます。

定刻より少し早いのですがけれども、宇野委員を除いた委員の皆さん6名出席でございます。定足数に達しておりますので、始めさせていただきたいと思います。

まず最初に、本委員会に付託された議案は20議案であり、相当ハードな日程となっております。委員の皆様には、効率的な議事運営に一層の御理解、御協力をまず最初にお願いをしておきたいと思います。

それでは、開会前に委員長から一言申し上げます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、発言していただきますようよろしくお願いいたします。

議事の進行ですが、付託案件の審査を2回に分け、第1回目は詳細にわたる一問一答による質疑、その後委員による自由討議を行います。第2回目は、自由討議の結果を踏まえ、引き続き大綱的な一括質疑の後、個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第1回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（細羽則生君） おはようございます。

委員長をはじめ各委員の皆様におかれましては、早朝から委員会を開催いただきましてありがとうございます。

本日は、先ほど委員長が言われましたように議案第15号の広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてから議案第45号平成29年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算の第1号までの計20議案につきまして、各課の方から説明をさせていただきますので、慎重に審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審議の順序につきましてはお手元にお配りしております順序表のとおり行ってまいりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） 異議なしと認め、このようにとり行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第15号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） それでは、議案13ページ、議案参考資料の7ページをお開きください。

議案第15号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明申し上げます。

まず、議案参考資料の提案の要旨をごらんください。

広島県後期高齢者医療広域連合の電算処理システムの機器更新に伴い、各市町に設置する機器の更新が必要となります。本市においては今回の改正に関わる経費負担はございませんが、当該経費を必要な市町がその市町の負担金を支弁するため関係市町と協議の上、広島県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、変更内容でございますが、議案書の方の4ページの別紙、広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約をごらんください。

今回の規約変更は、別表第3の経費区分2、広域連合電算処理システムに係る機器に要する経費のうち、規則で定める経費として経費割を新設するものでございます。この変更につきましては、平成31年度から稼働予定の広域連合電算処理システムの機器更新に当たり、市町に設置する機器の更新が必要となります。機器1台分の設置に要する経費については、1の共通経費の中から負担します。本市では、広域連合電算処理システムは1台でございますので追加の経費負担はございませんが、広島市をはじめとした大規模な市町ではシステムを複数台設置しており、2の経費割により機器の設置が必要な市町が全額負担するものでございます。

この規約は、平成30年4月1日から施行されることとなっております。

議案第15号の説明は以上です。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、次に参りたいと思います。

議案第21号竹原市隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

人権推進室長。

人権推進室長（堀川ちはる君） 提出議案37ページ及び議案参考資料23ページをお開きください。

議案第21号竹原市隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

概要につきましては、公共施設の再配置等の流れの中で竹原市勤労青少年ホームを廃止することとなりましたが、引き続きサークル活動等利用者の活動スペースを確保するためその管理を一時的に人権センターで行おうとするものです。

改正の内容につきましては、これまで勤労青少年ホームが所管していた音楽室、集会室、講習室及び娯楽談話室を人権センターに加え、その使用料を定めるものでございます。

議案参考資料24ページをごらんください。

条例改正の新旧対照表を掲載しております。使用料金につきましては、勤労青少年ホームの使用料を移行しております。

施行期日は、勤労青少年ホームの廃止とあわせ平成30年4月1日としております。

議案第21号の説明は以上です。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、次に参ります。

議案第30号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） この議案は、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料57ページをお開きください。

それでは、議案第30号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

この条例改正の提案の要旨でございますが、国民健康保険法の一部が改正され、事業運営の県単位化が図られることに伴い、市の事務及び組織についてその位置づけを明確化するほか、必要な規定を整備するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、58ページの新旧対照表をお開きください。

平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町とともに国民健康保険の運営を行うこととなります。条例上の事務区分を明確にするため、第1条の事務という字句を追加しております。また、第2条に国民健康保険運営協議会の根拠規定を追加するほか、第4条の2の被保険者の適用除外の規定において、関係法令の改正に伴い養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所されている方を削除し、児童福祉施設に入所している児童または小規模住居型児童養育事業を行う者、もしくは里親に委託されている児童であつて、扶養義務者のないものを新たに被保険者の適用除外とするものでございます。

57ページにお戻りください。

3のこの条例の施行期日は、平成30年4月1日としております。

最後に、これまで本委員会において報告させていただいておりました県単位化後の国民健康保険税率の見直しにつきまして御報告させていただきます。

平成30年度の国民健康保険税率につきましては、基本的には県が示した標準保険料率を適用することとしておりますが、医療分の均等割額は本来の積算上では増額となるものではありませんが、県単位化への移行を円滑に行うため、低所得者への影響を考慮し現行のまま据え置くこととしております。また、その財源には国民健康保険財政調整基金1,000万円を活用することとしております。この激変緩和措置により現行の調定額ベースと比較し、1人当たり9,216円の減額となります。

議案第30号の説明は以上です。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） それでは、質問したいと思うのですが、先ほども説明があったように4月から財政運営が今までの市から県に変わるということで、保険税の条例もあわせて出ておりますけども、私は1つは新たに納付金制度とかという仕組みが、昨日の総務の委員会を傍聴しましたけども、そういった新たに納付金制度が設けられるということで、その今回の条例はちょっと違いますけど、やっぱり住民自治というのですか、団体自治というのですか、竹原市の自治権の問題では市の条例で決定できるということがまず一つあるということが大切なところだと思うのですが、そういった昨日の資料云々で参考にしながら気になったところは、今説明があったように均等割のところは、均等割のところはこういうふうになっても、本来は増額なのだけれども据え置くとかというのがありました。しかし、これは昨日の資料の分でここにはないのですけれども、激変緩和措置というのがあったりして、これはやっぱりいろいろ財政調整基金を活用して医療保険分の均等割額を段階的に増額するということによって県の統一保険料に近づけるのだということで、指摘が昨日の説明であって今日はないのですけれども、要するに県が定める統一保険料に近づける、その場合特に均等割のところは問題となって決められたことですが、ここはこういう資料は出ているけども、昨日の税の関係では位置づけされているのだけれども、自治権の問題との関係ですよね、地方自治法で決めるではないですか、そして条例が出ていますけども、その場合も決める場合で、県の指導もあるけども、自治権を侵害する指導というのですか、そもそもなので、その観点で、私は自治権の侵害もあるのではないかなと、指導があっても市の条例は市で決めることができるわけですから、そこをどういうふう認識されているのだということを説明してください。

委員長（宮原忠行君） 答弁できる範囲内で。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） 県単位化での市町の保険税の決定につきましては、県の所要医療費等の積算に基づき市町ごとの納付金を決定するとともに、市町が納付金を納めるために必要な標準保険税率を提示していただいております、市町は県の示した標準保険料率を参考に市町で保険税率を決定する、こういう仕組みになっております。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） そこが一番肝心なところなので、今あったように市町で決定するということだけの確認で、あとはまた市長に聞きたいと思います。

委員長（宮原忠行君） 市長に聞くということだから、もうそれ以上のことはございませんけれども。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようですので、次に参ります。

議案第 33 号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。
提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） 議案参考資料の 75 ページをお開きください。

議案第 33 号竹原市乳幼児医療支給条例の一部を改正する条例案について御説明します。

この条例改正の提案の要旨でございますが、所得税法の一部が改正されたことに伴い必要な字句の整理を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、平成 29 年度の税制改正により納税者の配偶者でその納税者と生計を一にする者のうち、これまで控除対象配偶者として定義されていた合計所得金額が 38 万円以下である者の名称が、同一生計配偶者に変更されました。これに伴い、乳幼児医療費助成の受給資格要件に用いる控除対象配偶者が同一生計配偶者に表現が変更されたため、これにあわせて字句を改めるものでございます。

この条例案の施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日としております。

議案第 33 号の説明は以上です。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 1 点だけ確認したいのは、今説明がありましたような資格要件の規定で控除対象配偶者から同一生計配偶者というふうになります。ということで、同一配偶者でいろんな関係があったとしたら、それは今度は生計というのは同じところで生活と

いうのですか、いろんな生計が成り立っていないとだめだと、対象にならないのかという思いがするのですが、どう変わるという内容なのでしょうか、そこは。わかれば説明を。

委員長（宮原忠行君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 控除対象配偶者という文言が同一生計配偶者というふうに変わったということで、内容自体は変わっておりません。ですから、生計を一にする、同じ住所でなくても構わないのですが、生計を一にする配偶者のことを同一生計配偶者と言います。ちょっと余談になるのですが、控除対象配偶者というのは、納税者の方に1,000万円以上の所得がある方を除いた方を控除対象配偶者と定義し直すようになりました。

以上です。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私が思っていたのは、例えば控除対象配偶者というのが今度は同一生計ということで、要するに同じそこで家族で生計が成り立っていないと、要するに配偶者だったらいろんなところでもという意味ですよ。それを今度は適用できなくなったのかなと思ったのですが、そうではなくてということですね。

市民課長（森重美紀君） はい、そうです。

委員（松本 進君） わかりました。

委員長（宮原忠行君） よろしいですか。

委員（松本 進君） はい。

委員長（宮原忠行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、次に参ります。

議案第41号平成29年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） 議案第41号平成29年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、その内容を御説明いたします。

説明は議案等補足説明資料で説明させていただきます。

今回の補正予算は、例年補正させていただいております各種事業の精算見込みによる補正となっております。

資料の1の1ページをお開きください。

まず、歳入であります。国庫支出金において6,044万円、県支出金において1,926万9,000円、共同事業交付金において3,369万5,000円、繰入金において764万円、それぞれ減額計上するものです。

次に、歳出であります。保険給付費において1億2,130万6,000円、介護納付金において111万4,000円、共同事業拠出金において3,361万4,000円、保健事業費において253万5,000円、それぞれ減額計上するものです。

内容につきまして、1-4ページから1-10ページにより御説明いたします。

まず、歳出から御説明します。

1-8ページをお開きください。

2の歳出の(1)一般被保険者療養給付費につきましては、一般被保険者に係る療養給付費の1人当たり医療費及び被保険者数が当初の見込みを下回ったため、1億1,962万6,000円を減額するものです。

(2)の出産育児一時金につきましては、対象者を当初17人で見込んでおりましたが、決算見込みは13人であるため、168万円を減額するものです。

(3)の介護納付金につきましては、介護納付金算定に係る1人当たり負担額が変更となり、当初見込みを下回ったため、111万4,000円を減額するものです。

(4)の高額医療費共同事業拠出金につきましては、拠出対象額が当初の見込みを下回ったため、3,361万4,000円を減額するものです。

(5)の重症化予防委託料につきましては、糖尿病等重症化予防事業の新規指導者を当初17人で見込んでおりましたが、実績は6人であったため、253万5,000円を減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

1-4ページをごらんください。

(1)療養給付費負担金一般被保険者分につきましては、一般被保険者に係る療養給付が当初の見込みを下回ったため、3,828万円を減額するものです。

(2)療養給付費負担金介護保険分につきましては、介護納付金算定に係る1人当たり負担額が変更となり、当初の見込みを下回ったため、35万6,000円を減額するもの

です。

(3) 高額医療費共同事業国庫負担金につきましては、拠出対象額が当初の見込みを下回ったため、840万3,000円を減額するものです。

(4) 普通調整交付金(国庫補助金)につきましては、一般被保険者に係る療養給付費が当初の見込みを下回ったため、1,086万6,000円を減額するものです。

(5) 特別調整交付金(国庫補助金)につきましては、特別調整交付金のうち重症化予防事業分について、当初の見込みを下回ったため、253万5,000円を減額するものです。

(6) 高額医療費共同事業県負担金につきましては、拠出対象額が当初の見込みを下回ったため、840万3,000円を減額するものです。

(7) 県普通調整交付金につきましては、一般被保険者に係る療養給付費が当初の見込みを下回ったため、1,086万6,000円を減額するものです。

(8) 保険財政共同安定化事業交付金につきましては、過去3年間の平均で見込んでいた医療費が当初の見込みを下回ったため、3,369万5,000円を減額するものです。

(9) 保険基盤安定繰入金保険税軽減分につきましては、医療保険分、後期高齢者支援分の保険税軽減対象世帯数が当初の見込みを上回ったため、20万4,000円を増額するものです。

(10) 保険基盤安定繰入金保険者支援分につきましては、医療保険分、後期高齢者支援分の平均保険税算定額が当初の見込みを上回ったため、148万5,000円を増額するものです。

(11) 職員給与費等繰入金につきましては、人事異動による調整により、16万9,000円を増額するものです。

(12) 出産育児一時金等繰入金につきましては、対象者を当初17人で見込んでおりましたが、決算見込みは13人であるため、112万円を減額するものです。

(13) 財政安定化支援事業繰入金につきましては、地方交付税措置対象額が当初見込みを上回ったため、122万1,000円を増額するものです。

(14) 国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、歳入調整のため、959万9,000円を減額するものです。

議案第41号については以上です。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようですので、次に参りたいと思います。

議案第45号平成29年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） 議案第45号平成29年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、その内容を御説明いたします。

今回の補正予算は、例年どおり各種事業の精算見込みによる補正となっております。

議案等補足説明資料1-11ページをお開きください。

まず、歳入であります。繰入金において83万8,000円、繰越金において123万5,000円を追加計上するものです。

次に、歳出であります。広域連合納付金において158万8,000円を追加計上するものです。

内容につきまして1-12ページから1-13ページにより御説明いたします。

まず、歳出から御説明します。

1-13ページをお開きください。

(1)の広域連合分賦金につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合において保険料負担金及び保険基盤安定負担金について再計算した結果、158万8,000円の増額となったものです。

次に、歳入について御説明いたします。

1-12ページへお戻りください。

(1)の事務費繰入金につきましては、人事異動による調整により48万5,000円を増額するものです。

(2)の保険基盤安定繰入金につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合において各市町の基盤安定負担金を再計算した結果、35万3,000円の増額となったもので

す。

(3)の前年度繰越金につきましては、平成28年度後期高齢者医療特別会計において決算により繰越金が生じたため、123万5,000円を増額するものです。

議案第45号については以上です。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、次に参ります。

議案第37号竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） 議案参考資料87ページをお開きください。

議案第37号竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について御説明します。

この条例改正の提案の要旨でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、被保険者となる者の住所地特例が設けられたことに伴い、必要な規定を整備するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、国民健康保険制度には病院等に入院し、その病院等に住所を変更した場合、入院前に住んでいた市町村が保険者となる住所地特例という制度がございます。この国民健康保険制度における住所地特例の適用を後期高齢者医療制度においても引き継ぐこととされたため、後期高齢者医療の被保険者の対象にこれを追加するものです。

88ページの新旧対照表をお開きください。

平成30年度から国保の県単位化を規定した法改正の中で高齢者の医療の確保に関する法律も改正され、住所地特例を規定している法第55条の2が新設されますので、第3条保険料を徴収すべき被保険者にこれを追加しております。

次に、90ページをお開きください。

今回の条例案の附則第2条で竹原市ひとり親家庭等医療支給条例の一部を改正することとしておりますが、この改正は後期高齢者医療制度で住所地特例の適用を引き継ぐこととなったものについて、ひとり親家庭医療費における受給資格者の対象に追加するものでございます。

87ページにお戻りください。

この条例案の施行期日は、平成30年4月1日としております。

議案第37号の説明は以上です。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、次に参ります。

それでは、議事の都合上交代しますので、それとトイレ休憩を兼ねて暫時休憩とさせていただきます。おおむね10分を目途に。

午前9時22分 休憩

午前9時28分 再開

委員長（宮原忠行君） 再開をいたしたいと思えます。

それでは、議案第18号竹原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 議案第18号竹原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案について御説明申し上げます。

議案参考資料は17ページでございます。

提案の要旨になります。本案は介護保険法の一部が改正され、指定居宅介護支援等の事業に関する基準等について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

条例の内容でございます。広島県において居宅介護支援事業、ケアマネジャーを配置している事業所でございますが、その新規指定、指定更新事務を行っております。このた

び、市にその指定権限を移譲することとなったため、市において新たに条例制定を行うものでございます。この条例制定により、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業について、指定の申請者に関する事項、基本方針、従業員の数及び運営に関する基準など条例と同様の基準を定めるものでありますので、これまでと変更は生じないこととなっております。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） この議案、確認したいのは、今何か変更がないというのがあって気になったのですが、この第18号議案の方について、特に条例第4条、第5条とかという人の関係が変更なければその数と同じようにやらしてもらえばいいのですが、こういった介護職員に関わる配置のことだと思うので、今回も4条、5条のどう変わるのかというのがあれば教えてほしいのと、それに関わるのですが今度事業者とか利用者、変わらなければ今と変わらないのですが、変わった場合、今度は運営する事業者や我々サービスを利用する利用者にとってもサービスの量とかサービスの質に変更が起こるのかなということでの補足があるかないかを含めてお尋ねしたいのと、次は第19条で管理者の責任というのが見ていたらあたりして、ここが義務規定になっているので、それから今度どうなるのかなというのが心配なところもあって、それは介護事業者の管理者の責務といえますか、そういうのが19条にあって、聞きたいのは事業者は介護専門員とか介護利用者の調整とか業務の実施状況の把握とか、それを一元的に把握しなくてはならないという義務規定がなっていて、それが19条なのですが、今度は同じ31条にはそういった記録の保存というのですか、事務の保存が31条で決められていて、これは2年間保存でという規定みたいになっています。

そして今の現行と変わらなかったら現行のとおりと言ってほしいのですけれども、こういった介護専門員とか事業者の調整とか業務の実施状況とか、それをきちっと事業者が把握してそれを2年間記録を保存しなくてはならないというのは、このままそのようになっ

ています。それは、やっぱり市の方がチェックをする体制だと、それをどういうふうにするのかなというのをこの30条はもう、30条にはまた変えていくのだとかまだ追加でありましたけども、こういったそれぞれ決められている記録の保存とか、そういった業務の内容とかのチェックというのは、これまでと今後これが変わるのかどうか、説明を願いたいのですが、竹原市がどういうふうに事業所のそういうチェック、やられているのかなという大枠なのですけど聞きたいのですが、どうでしょう。

委員長（宮原忠行君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） この新しい条例を制定する中身については、基準省令をもとに条例を制定しますので中身的には変更になることはありません。それと、31条の保存等の義務について、その内容は変更になるということはないということでございます。

事業者に対しての指導監査等は、広島県の方が今までやってきている部分がありますが、それを引き継いで事務移譲、引き継ぎも含めて竹原市が受けて、竹原市が今後指導していくような形になります。その中で監査する内容自体は変更はありませんけど、竹原市独自で緩和するような部分とかという部分は今のところは考えていないと。監査の部分で緩和を考える場合にサービスが低下するということもございますので、そこら辺は慎重にやっていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） 要するに人の配置です。人の配置なんかは変更はないと、この新条例でやっても変更はないということで、我々受けるサービスの時間とか負担の額とかというのも関係ないし、事業者の運営にとっても個別の下請に出すと言ったらコストがかかりますけども、その変更はないかどうかをもう一回確認と、ないということですから確認したいのと、あとは……。

委員長（宮原忠行君） 一旦そこで切ってください。

答弁。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 4条、5条の部分につきましてはの変更はございません。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） あと、19条とか31条とか、30条は忘れちゃったけど、そういったそれぞれチェックしたり、記録保存とかを含めて、ありますよね。それが今までは県が

して、今度は市がするようになるというので、率直に言ったら事業所の負担も大変だと思うのですが、いろんな記録保存したりするのをチェックをね、事業所そのものの負担は大きいだけけれども、それを自治体にそこに書いてあるようにチェックするのだったら、違うのだったら違うでいいのですが、チェックするのが今度は市の方に移るということですから、そのチェック体制はどうなるのかなというのが、できるのかなということも含めて、間違っているよというのならいいのだけでも、それが規定されても市が権限移譲になっても、毎年やっているとおりできますよというふうな、そこを確認したい。

委員長（宮原忠行君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 竹原市指定居宅介護支援の部分については、今まで県が権限を持って指導監査も行っていましたが、それ以外の部分に対しては市の方も事業所に対して監査とか指導を行っております。今までどおり事業所については県の方が行っていましたので、事業所に対して新たにこういうものを保存しなければいけないとかという部分は生じませんので、事業所に対しては何も変わらない。ただ、権限者が県から市へかわるということでございますので、よろしくをお願いします。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） 確かに権限は県から市に移って、あとさっき言った19条なんかの業務とか調整とか専門員の配置とか、いろいろとありますよね。そこは従来どおり事業所としてはやらなくてはけないというのは変わりはないのでしょうか、要するにチェックの体制です。そのとおりに行っているかなとか、問題がないかなというのが、チェック体制が県から市の方へ移譲になったとして、移ったとして、市の方の体制はそこは大丈夫ですかということを知っています。

委員長（宮原忠行君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 今、福祉総務係の方がそういう形で指導監督を行っております。職員3名おりますので、本来であれば新しい事務が増えるということで、それに対しても職員の配置について考慮していきたいというふうには思っております。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、次に参ります。

議案第19号竹原市遺児福祉年金条例を廃止する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 議案第19号竹原市遺児福祉年金条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。

議案参考資料は19ページでございます。

本案は、国や県等によるひとり親家庭等への支援の充実に鑑み、竹原市遺児福祉年金を廃止するものでございます。

廃止の内容でございます。竹原市遺児福祉年金制度の創設当時は国に先駆けまして、単市施策として交通事故、その他病気等による死亡の場合全てを含めた義務教育終了前の遺児に対する制度として昭和46年に創設されております。一方、母子家庭が抱える多くの経済的、社会的困難に対する制度として昭和36年に児童扶養手当制度が創設されております。その後、昭和60年に母子世帯の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする福祉制度へと見直され、現在では父子を含むひとり親家庭の親が仕事と育児を両立しながら自立を図るための総合的な支援策として見直されております。

竹原市遺児福祉年金でございますが、昭和46年に月額1,000円で創設され、平成29年には月額2,600円となっております。児童扶養手当につきましては、昭和46年当時は月額2,600円だったものが、平成29年には月額4万2,290円となっております。

以上の経緯により、遺児福祉年金は父母が死亡している児童が健やかに育成されることを目的に昭和46年から実施し、事業開始から46年が経過しております。平成24年からは申請者はいない状況でございます。県内においても遺児年金制度等は廃止となっており、その間遺児を含めたひとり親家庭等に支給される児童扶養手当をはじめとした各種給付等の充実が図られ、本市といたしましても事務事業の選択と集中の考え方にに基づき当該年金を廃止するものでございます。

今後においては、ひとり親家庭が仕事と子育てとを両立しながら自立した生活を送れるよう、就業支援や子育て支援施策等のさらなる充実を図っていくものでございます。

施行日につきましては、平成30年4月1日となっております。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 今説明を受けて、改めてこの条例の目的が今要旨等見てみますと、条例の目的というのは父母のいない児童の不運な境遇にめげず心身ともに健やかに成長されるためにこういった児童の福祉の増進をはかることを目的としているということで、私は、この目的そのものはすばらしいことだと思うし、あとは第4条で幾ら要るのかということで、支給は遺児一人につき年額3万1,200円か、ということでささやかな金額の支給ですよ。

ですから、たしかに他の制度もいろいろ充実というのか、言われたように思ったりもするのですが、しかしこの金額的にも市の方から負担というのは今対象者がいないからなんですか、ここでちょっと確認したいのと、また対象者がいないということと、だから他のいろんな充実というのがあるかもしれないけれども、この目的そのものは全部補完されているなら別なのだけでも、いろいろまだいろんな経済的な厳しさがある中でこういう市の方からは年額3万一千くらいしかないというものであるかもしれないけれども、受ける方からしたらやっぱりそれは助かるといいますか、いろんな面でこういう励みになっているというか。

だから、そこはやっぱり消すこと自体が私はちょっといかがかなというふうに思うのです。ですから、そこだけ確認して聞いておきたい。

委員長（宮原忠行君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 遺児も含めたひとり親家庭等ということで、全般的に全部を包括するという意味で考えていただきたいというふうな部分と、今子育てと仕事という2つの面がありますので、その2つの面を充実してやっていただくためにいろんな制度の充実をさせながら支援をしていきたいというふうなことでございますので、よろしく願います。

委員長（宮原忠行君） いいですか。

委員（松本 進君） はい。

委員長（宮原忠行君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、次に参ります。

議案第24号竹原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 議案第24号竹原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案参考資料の31ページをお開きください。

本案は、市庁舎など公共施設の再整備の一環として竹原市福祉事務所を本庁舎別館へ仮移転するものでございます。

改正の内容でございますが、竹原市福祉事務所の位置を新庁舎別館水道課に移転する。竹原市中央4丁目7番11号から竹原市中央5丁目1番35号へ変更するものであります。

施行日は、規則で定める日でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、次に参ります。

議案第25号竹原市児童館条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 議案第25号竹原市児童館条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案参考資料の33ページをお開きください。

本案は、市庁舎など公共施設の再整備の一環として竹原市中央児童館を勤労青少年ホーム軽運動場へ仮移転するものでございます。

改正の内容としましては、竹原市中央児童館の位置を竹原市中央4丁目7番11号から竹原市中央5丁目5番17号へ変更するものでございます。

施行日は、規則で定める日でございます。

説明は以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、次に参ります。

議案第26号竹原福社会館設置及び管理条例を廃止する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 議案第26号竹原福社会館設置及び管理条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。

議案参考資料の35ページをお開きください。

本案は、市庁舎など公共施設の再整備の一環として竹原福社会館を廃止するものでございます。

施行日は、規則で定める日です。

説明は以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 1点だけお尋ねしたいのですが、福社会館を廃止することによって竹原市の避難所の指定がここになっていますよね。だから、ここ私ちょっと気になってから、いろいろ公共施設整備でコミュニティーを更新したり建てかえたりするのはやむを得ないところもあるのですが、気になってホームページを見ていたらここは避難所になっているから、その間はどこに行けばいいのかなというのが、お答えください。

委員長（宮原忠行君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 避難所の件でございますけども、これにかわる避難所を今決めているというわけではないのですが、今後やはり関係部署と連携しながらどこが一番いいのかということも踏まえて、利用しやすいような避難所について関係課と連携していきたいと思っています。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） いろんな事情は確かにあるのですが、是非市長に検討してもらいたいのは、実はそういうことになる、ホームページ見たらそこになっているので、どこ行けばいいのかなみたいなのを確認できるようにしておかないと、場所を含めて例えばそこがだめなら今の道の駅には和室がないのが困るのだけど、そこらは現実問題としては困ると思うのです、対応早急に。だから、早ければこの会期中ぐらいには検討してできるようにしてもらいたいなということです。そこはどんなでしょう。

委員長（宮原忠行君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 今回の公共施設等の再整備に伴いまして、各施設がそれぞれ移転、仮移転等々行っていく中で、現状の避難所等々に指定されているものにつきましては、その代替えとなるように、総合的に考えていきたいというふうに考えておりますし、さらにそれらにつきましては住民の方が混乱しないように十分に時間をとって周知していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） 気になるのは、やっぱり総合的にとかというようになるけども、要するになくなったので、どっか場所が要るわけだから、総合的と言われても限られたところしかないのではないですか。だから、そこは早急に早目に期限を切って、それこそ半年、1年となってもいいというのとは話が違うわけ。だから、やっぱり早急にせめてこの会期中とかぐらいに代替えの施設を通知できるように是非やってもらいたいということです。

委員長（宮原忠行君） いずれにしても、委員長の方から差し出がましい言い方かも知れませんが、具体的にそうした判断をしないといけない場合には、それぞれその個別のケースに応じて対応可能な重い決断を、いずれにしても今の松本委員が言った指摘に対しては総合的に検討して、全部の見合わせをしないといけない。そうしたことは要望しておきたいと思いますので、松本委員よろしく願いをいたしたいと思います。

他にはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、次に参ります。

議案第32号竹原市重度障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案を議題としま

す。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） それでは、議案第32号竹原市重度障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案参考資料に基づきまして御説明いたしますので、議案参考資料の71ページをお開きください。

この条例改正の提案の要旨でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、被保険者となる者の住所地特例が設けられたことから、引用条項を整理するとともに、所得税法の一部が改正されたことに伴い必要な字句の整理を行うものであります。

改正の内容について御説明いたします。

こちらの方（1）、（2）とございますけれども、先ほど市民課の方から説明がございましたとおりなのですが、後期高齢者医療の方で住所地特例の説明があったとおりでございます。また、乳児医療制度につきましても控除対象配偶者というところの字句の整理という説明がありました。それと同様の内容でございますので、その内容に従いまして御説明いたします。

まず、（1）でございますけれども、平成30年度から国民健康保険の県単位化を想定した法改正の中で高齢者の医療の確保に関する法律が改正されました。30年度から住所地特例を規定している第55条の2が新設されますので、第3条以降で追加いたしております。内容といたしましては、国民健康保険制度における住所地特例の適用を後期高齢者制度においてもこれを引き継ぐものとなっております。

続きまして、（2）でございます。平成29年度の税制改正により納税者の配偶者でその納税者と生計を一にする者のうち、これまで控除対象配偶者として定義されていた合計所得金額が38万円以下である者の名称が同一生計配偶者に変更されました。よって、重度障害者医療費の受給資格要件に用いる控除対象配偶者が同一生計配偶者に表現が変更されたため、これにあわせて字句を改めるものでございます。

この2点の改正によりまして、重度障害者医療費の受給資格要件をこれまでと同じ条件に定めるということで、今後とも引き続き同様の制度を継続していくという内容になっております。

条例の施行期日は、平成30年4月1日でございます。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようですので、次に参ります。

議案第36号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） それでは、議案第36号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

参考資料の83ページをお開きください。

この条例改正の提案の要旨でございますが、竹原市介護保険事業計画に基づき平成30年度から32年度までの保険料率を定めるとともに、介護保険法の一部が改正されたことに伴い罰則の対象の範囲を拡大するものであります。

内容の説明に入ります。（1）でございますけれども、介護保険事業につきましては、法令に従い国の基本指針に則して3年ごとの事業計画を定め、事業実施に係る保険料について年間の保険料を所得の状況によって9段階別に定め、第5段階の額を基準額として条例で定める保険料率により算定された額を課することとされております。

改正の内容につきましては、年齢65歳以上の第1号被保険者に係る保険料の額について、計画に基づき高齢者数、要介護認定者数の推移、保険給付に要する費用の見込み額等を根拠に算定した結果、年額7万800円を基準額とする保険料率に改正するとともに、低所得者層への負担軽減を考慮し、一部に市独自の低い負担率を設定するものでございます。こちらの表にございますように、先ほど基準額と申しましたが、第5段階のところでございますが、7万800円年間で払っております。これを12月で割りますと、月額がこれまでの5,680円から5,900円ということで220円の上昇、そして3.87%の上昇ということになっております。これに基づきまして、これを算出するに当たりまして3年間の給付総額を算定しておりますが、今想定できるものについては盛り込んだ

状況で算定いたしております。例えば介護報酬、こちらの方につきましては今後3年間で0.54%の上昇であるとか、そういったものを今見込まれるものについては盛り込んだものを算定いたしております。

続きまして、(2)でございますけれども、介護保険法の一部改正に伴いまして質問検査権に係る罰則対象に第2号被保険者の配偶者、世帯主及び世帯員を加えるという状況になっております。現行制度でも既に第2号被保険者40歳から64歳の方、御本人様につきましては既に対象であるのですが、今回の改正によりその方々の御家族の方にも対象範囲を広げるという内容になっております。

この内容、(1)の方につきましては、平成30年4月1日が施行日となっておりますが、(2)につきましては公布の日から施行する内容でございます。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 率直に聞きたいのは、先ほど平均といたしますか、3.9%保険料が各段階で上がりますけれども、年金生活者とかそういう生活感覚から見たら年金はあってもかえって減額とかという置かれた状況が現実であって、率の問題はいろいろありますけれども、3.9%上がるということではなかなか厳しいなという率直な声がいろいろ何度も聞いてきたし、聞くのです。ですから、私ここで率直に聞きたいのは3.9%上がることについての特に年金生活者の暮らしの問題をどう考えておられるのかなというそこが一つと、あとは市独自の特に低所得者向けへの支援策といたしますか、負担を軽くするという支援策なんかはどうしても要るのではないのかなという考えなのですが、その点どうでしょうか。

委員長（宮原忠行君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） まず1点目の、年金の暮らしの方々をどう考えるかという御質問でございました。そういったこともありまして、低所得者層の方々に配慮したこのような9段階ということになっております。本来ここ、先ほど基準額と申しました第5段階に対しまして第1段階は掛ける0.5で算定するのですが、本市はここを0.45に下げさせていただきました。さらに、所得の低い方に関しましてはそのような処置をとって

いるという状況でございます。また、途中段階、介護保険法の指針では第3段階でしたから0.75なのですが、ここを市独自で0.7に変更するという施策を、失礼いたしました。第3段階、第7段階が0.75だったのですが、第2段階の部分を0.7に下げているという状況でございます。

それから、今の説明の中で2つ目の質問でいただきました市独自の軽減策というものについてはそれに含まれております。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今説明があつたのですが、これ見るといろいろな、かける根拠を出す軽減の仕方というのは市独自でやっているということでしょうけれども、私が言いたいのはここに出た第1段階から2段階、第1段階から全ての9段階までのところでは、配慮をしても各段階で3.9%を払っているわけですね、これ見たら、違うのですか。例えば、第1段階は3万4,080円が3万5,400円で、3.9%値上がっている。計算式の軽減するために率をそういう仕組みはわかっていますけど、わかって軽減してやっているのだと、この結果の方が現行と新しい分で見たら第1段階でも3.9%上がっている、平均ところまで全部の段階で3.9%上がっているということを申し上げたいということで、そういう低所得者に配慮した軽減税率で考慮してやったとしてもこういう状況の中でね。各段階で3.9%上がっているということで、率直に言うと年金が3.9%、年金生活者から見たら、そこまで上がっていませんよという、逆に減額といいますかそういう深刻な状況の中では厳しい状況はあるし、それに対する軽減施策とか考えないといけなかなということ、保険料の出し方もわかるのですが、やった分には軽減したとしてもこういう3.9%が上がっているということを申し上げたいので、独自の分があるのではないかなということを質問したわけです。

それから、83ページの質問検査権の関わりというのですか、ここはちょっと意味がわからなかったもので、加えるというのはわかるのですが、どうなるのかなというのが、どう変わるのかなというところがちょっと具体的に説明ください。

委員長（宮原忠行君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 質問検査権、これが介護保険法の方で定められておられて、ほかの制度にもあるのだと思うのですが、まず質問検査権というものを、これは保険料のことだけではなくて、給付であるとか資格のこと、それから保険料も含めた介護保険

制度全般のことに対して通常の業務の中でその方に何かを質問しなければならないという時に、質問検査権に対して回答しなければいけないという義務がございます。これがまず1点と、それに対して仮に違う書類の提出であるとか、違う説明を被保険者の方あるいはその御家族の方が説明した場合は、これまで過料を科すという状況になっておりました。この対象が今までは第1号被保険者65歳以上の方とその家族、そして40歳から64歳までの被保険者の御本人様ということで設定されておりました。それを、この第2号40歳から64歳までの被保険者の家族の方にも広げるという状況になっております。実際の手続の中ではそのようなことは今のところ発生はしておりませんが、介護保険法に従いまして条例改正を行うという状況でございます。

委員（松本 進君） 最初の3.9%……。

委員長（宮原忠行君） 委員長の許可を得てから発言してください。

松本委員。

委員（松本 進君） 最初の1点目の質問で、5段階のところだけではなくて各段階で平均的に3.9%上がっている。今、市独自でも軽減しているよというのは、低いところは本来の税率よりは低い税率で配慮しているというのはわかるのですが、その低い税率で配慮しているのはわかるのだけでも、それをやった結果去年と今度新年度から始まる保険料を見たら低所得者、低い段階も高い段階も全てですけれども3.9%上がっているよということで、再度質問しました。

だから、まずは年金生活者はその年金が3.9%上がっているとかというものではないし厳しいなということで、あえて全段階で上がって全段階がやっぱりちょっと厳しいよということで、市独自の施策がどうなのか、必要なのではないのかということで税率等ではなくてということで質問したのですが、わかりますか。

委員長（宮原忠行君） 介護保険制度上、現行の介護保険制度の松本委員の要望に応えられるような竹原市独自の自治権の発動としての制度の創設というものができるかどうか、明確に答弁願います。

健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 先ほども申しましたけれども、市独自の部分については例えば先ほどの第2段階について設けているということで、第3段階と同じ0.75の部分で0.7に下げられています。そういった部分が独自でできるもの、そして第1段階についてもこれは独自で行うものです。第1段階の0.5の部分で0.45に下げる部分について

ては、国、県からの制度、補填がございますけれども、第2段階の部分についてはございません。

ただ、この全体の給付で全体の給付費を第1号被保険者で割り算して出すということになれば、独自にそこでは各段階いずれ各段階を下げてもそれはどこかの段階の方々に負担していただくということになっておりますので、そこは慎重にいかなければならないのかなと考えております。今後、いろんな状況が変わってまいらると思うのですが、そういったことで全体の給付費、全体の保険料はまだ変わりませんが、その負担いただく部分、高所得の方々に負担していただくとか、そういった部分につきましては折に触れ今後検討してまいりたいと考えております。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） 制度上の問題で確認したいのが、さっき委員長が言ったように介護保険法の中での法的なやりくりできる額ということなのですが、平たく言えば、だから例えば国民健康保険なんかだったら保険税があるので、私らが言っているのは、一般財源を充当してやりなさいよと、少しでも軽くできないかという提案をしていますけれども、例えばこの保険料も同じように、それだったら保険料も一定の財源、どこまでつぎ込むかは別として、つぎ込んでできれば特に所得の低い人はこういう年間3万5,000円くらいになっているけれども、そこはやっぱりまだ5,000円なり1万円なり一般財源を充当してできないのか、それが違法なのかどうかを確認してみたいです。

委員長（宮原忠行君） いずれ第2回目で市長も出席しての質疑の時間もあるので、何もかも市長に集中しなくてもいいようにきちっとした答弁を、明確な答弁をお願いしたいと思いますので、そのことをお願いをして。

健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 先ほど御質問いただきました部分でございますけれども、介護保険法に定められております経費の部分の23%を第1号被保険者で負担するということになっております。これは、その中の割合についてはある程度各自治体の自由度がありますが、全体の必要な部分、第1号が賄わなければならない費用というのは決まっておりますので、その部分についてはある程度のパーセントの変更はできると思います。ただ、御質問いただきました、例えば一般財源を充当するかということについては、それは介護保険法上認められておりません。

以上でございます。

委員（松本 進君） はい、いいです。

委員長（宮原忠行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、次に参ります。

議案第38号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 議案第38号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案参考資料の91ページをお開きください。

本案は、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正され、これらの事業の実施に関わる基準等が改められたことに伴い必要な規定を整備するものでございます。

改正の内容としましては、厚生労働省令の改正内容にあわせて共生型地域密着型サービス及び介護医療院に関する規定を新たに設けるとともに、各種サービス類型に係る人員、設備及び運営に関する基準を改めるものでございます。

今回の介護保険法改正の趣旨は4つの柱がございます。

1つ目として、地域包括ケアシステムの推進として、中重度の要介護者も含めどこに住んでいても適切な医療、介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備すること。2番目といたしまして、自立支援、重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現として、介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で自立支援、重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現すること。3番目といたしまして、多様な人材の確保と生産性の向上として、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進すること。4番目といたしまして、介護サービスの適正化、重度化を通じた制度の安定性、持続可能性の確保として、巡回サービス事業者は地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化することとなっております。3本の条例改正をやるものでございます。

施行日は、平成30年4月1日となっております。

説明は以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） わかりにくいから、是非お尋ねしたいなと思うのが、新たに設けることがこの改正内容の説明でありました。要するに、いろいろ介護サービスはあるのですが、共生型とか介護医療院という規定を設けられるとかということで、それが新たに設けられたらそこにあるサービスに対する人の配置もこうなるよということで、そもそも共生型とか、介護医療院が新規に設けられてどうなるのかなというのを、そこをわかりやすく説明してもらいたいのと。

委員長（宮原忠行君） そこで一旦切ります。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 介護医療院の創設の件でございますが、これは平成29年度に設置費が増大する介護療養病床及び医療療養病床について、現在これらの病床が果たしている機能に着目しつつ、今後増加が見込まれます医療と介護ニーズの対応や各地域での地域包括ケアシステムの構築に向けて地域の実情に応じた柔軟性を確保した上、必要な機能を維持確保していくことが重要であるということで創設するものでございます。

それと、共生型サービスでございますが、現行は障害者福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供する場合、障害福祉サービス事業者の指定基準と介護保険サービス事業者の指定基準をそれぞれ満たす必要がございます。新制度に移行することによりまして、共生型サービス事業所の特例によりその障害者サービス事業所が介護サービス事業所の指定を受けやすくなるというようなことで今回創設されるものでございます。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） ここは国の関係が大きいのでしょうか、一つは介護型医療というのは、僕らもいろいろ経験しましたけれども、介護施設に入院する、医療施設の介護型というのかな、そういう意味だと思いますけど、そこへ入院してある程度元気になったら今度は介護施設に入る、しかしまた今度、病気というのは、またこういうふうな医療の介護型というような医療と介護の行き来したりというのがあって、今の分は平成29年に医療介護型、これが多少減らされるのかなというので心配で、今度は受け皿が、病気

で入院したりしてその介護の人に世話になったけども、今度は医療の介護型でここは介護できるよというのが、そこが少なくなってというのか、縮小されるのか、そういう意味かなというのが、そうした場合今度は受け皿はどうなるのかなというので、国の関係によるのでしょけれど、それを今度は地域で受け皿をできるようにするというふうなお考えかを聞いてみたいのですが、どうでしょう。

委員長（宮原忠行君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 今の医療療養病床を介護院に転換するというのは、新たに設けるというわけではなく、おおむね転換という言葉を使っています。例えばある病院のここのフロアを今は療養病床として利用しておりますが、そのまま介護に転換するというイメージであると。

委員（松本 進君） そういうことなのですか。わかりました。そしてもう一個。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） あとはもう2点目の分で、障害ある方の介護というのですか、ちょっとあったのですが、それは例えば障害のある方が障害者サービスを受ける、それが65歳になったら今度は介護保険の適用が優先しますよね。その場合に、ちょっとわかりやすく言ったら障害者の時のサービスが10使っていて、そして今度は介護保険の分で適用しますよという場合に7まで、数字は別として7までは介護保険で1割負担が発生しますよね。しかし、あと3がそのまま従来どおりできますということになったら負担が増えるというので、いろいろ障害を持つ方々の65歳以上の介護とか、いうのはやっぱり心配されているという感じがあるのですが、条例と今提案された分で共生型というのはどういうふうになるのかなというのイメージ的にわかりにくいのですが、そこらはどうなのでしょう。

委員長（宮原忠行君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） それでは、介護保険共生型サービスの説明をさせていただきます。

現行制度をまず説明させていただきますと、今御質問がありましたように障害者サービスを受けておられた方が65歳になられると介護サービスの方に移行されます。ただし、現在の段階、例えば自分が希望するところであるとか、近所のところに今まであったサービスがない場合がございます。その場合は、現行でも65歳になられても障害者福祉サービスをこれまでどおり引き継ぐことができるという状況になっております。

ただ、一旦介護保険サービスを優先させますので原則的にはもうそっちになるのですが、長い間利用者様の方が同じ、例えばデイサービスであるとか障害者サービスを使っていた場合、新しいところに動くというのはなかなか精神的な負担の部分があるということでございます。冒頭、社会福祉課長の方から説明がありましたようにこれまでどおり65歳になっても障害者サービスの事業所で同様のサービスを受ける制度ができるのが共生型サービスでございます。

これまで、障害者サービスの事業所が同じように高齢者のサービスを開設しようとしますと、やはりいろんな基準、設置基準、面積基準、職員の基準とか厳しいものがありましてなかなか両方の資格を取るということは難しいのですが、その資格基準について緩和されております。例えば、風呂場であるとか台所、こういったものが1カ所でいいではないかと、例えばそういった内容で変えております。そういった形で事業者さんが新しいサービスの認可を得るのにやりやすい状況をつくり、そして今までどおり障害者サービスを受けた方々が精神的な負担などをなくして継続してサービスが利用できるよう、制度の改正を行うことがこの条例改正の趣旨となっております。

以上です。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今の関連になるのですが、わかりにくいところがあるのですが、端的に言ったら共生サービスがあるというのは設けますよということで、利用者から見たらサービスを利用して、65歳未満は障害者サービスの分で負担増だったりしますよね。それから、65歳になって今度はこの共生型サービスになった場合は、介護保険法が優先されて負担がやっぱり発生するのでは、1割負担が発生するのではないかと、共生型サービスを利用した場合に。その場合に市として何か支援策とか要るのではないのかというのが一つ、そこはどうなのでしょう。発生しなかったら、この障害者サービスを使っていた人が、65歳になってそれはどういうふうな共生型サービスだったとしても負担はありませんよというのならいいのだけでも、通常そういうふうにはならないのではないのかなと。

委員長（宮原忠行君） 一旦そこで区切ろう。

質問権は保障するから。

そして、どちらが答弁するのですか。

健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 今の負担の問題につきまして正確な回答ができないのですが、今現在でも介護サービスを使われた方に対する障害者サービス、移行された場合その負担に対して何らかの措置があったと思うのですが、大変申しわけない、ちょっと定かではないので正確なお答えができません。

委員長（宮原忠行君） どっちにしても松本委員、これから進んでいく話で、おそらく国の方の制度変更にあったような。竹原市もそうだけど、よそもなかなか末端のところに、要は質問に答えられるだけの具体的なイメージが湧かないと思う。そして、そういったことについては引き続き閉会中審査で説明を受けたり、また要望する場も持ちますので、そういうことでその点については御理解いただきたいと思います。

委員（松本 進君） わかりました。

委員長（宮原忠行君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、次に参ります。

議案第44号平成29年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） それでは、介護保険特別会計につきまして、福祉部の議案等補足説明資料に従いまして御説明いたします。

それでは、説明資料の1ページを開いてください。

まず、介護保険特別会計補正予算（第3号）の状況でございます。

まず、（1）上段の方ですが歳入ですけれども、一般会計からの繰入金423万1,000円を計上いたしております。

右のページ、2ページをごらんくださいませ。

（2）歳出及びその財源内訳でございます。

まず、総務費の総務管理費におきまして、一般管理費の中で給料、職員手当、共済費と人件費に関する部分の補正を行います。

同じく総務管理費でございますけれども、目でいう事業計画費でございますが、委託料です、事業計画策定委託料につきまして減額となります。

そして、同じく総務費の中ですが、介護認定審査会費といたしまして、介護認定審査会

の認定調査等の委託料につきまして減額とするというものでございます。

続きまして、3ページをお開きくださいませ。

ここから詳しく御説明させていただきます。3ページの中段の歳出の方から御説明いたします。

先ほど説明いたしました総務費なのですが、(1)職員給料等でございますけれども、職員給料について増額補正を行うというものでございます。理由につきましては、人事異動等に伴う職員給料等の増額補正を行うものでございます。内容につきましては、給与勧告という部分が1点と、この特別会計の方に当課職員を平成28年まで7名を配置しておりましたが、29年度は8人を、保健師です、保健センター職員をこちらの本庁の方に異動させまして介護業務等に当たることにしております。この1名の人件費、職員構成の変動ということで増額となっております。

続きまして、(2)でございますが、介護保険事業計画の策定委託料でございます。現在、第7期事業計画について策定いたしておりますが、契約額の減に伴いましてその残額を減額補正するもので、マイナス158万2,000円の補正となっております。

4ページ、(3)になりますけれども、要介護認定訪問調査委託料でございます。介護認定の訪問の新規であるとか更新につきましては、竹原市の嘱託調査員が訪問するか、あるいは広島県が指定する指定市町村事務受託法人に委託するかというこの2点でございますけれども、このたび嘱託調査員の方のウエートが大きくなりました。したがって、実績見込み、事務受託法人への委託料が減額するという、下がる見込みとなりましたので金額で112万6,000円の減額補正を行うという状況になっております。

それでは、3ページにお戻りくださいませ。

先ほど説明いたしました歳出の補正に従いまして、一般会計からの繰入金を増額補正を行うものでございます。先ほど説明いたしましたが、補正額は423万1,000円増額でございますが、このうち給与に関する部分はプラス693万9,000円、事務費に関する部分はマイナス270万8,000円という状況で、合計で423万1,000円の増額をするということになっています。

特別会計補正予算の説明につきましては以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 1カ所だけ質問します。

さっき、4ページの歳出の部分で要介護認定訪問委託料ということで、減額とありますけども、当初530人が305人、大分減っているから年寄りが増えているので、少しは増えるとの思いがあったものだったのですが、減額理由はどうなのでしょう。

委員長（宮原忠行君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） この認定調査、訪問調査というのは新規認定であるとか期限が来た時の更新の時に行くのですが、これにつきましては行政が直営で行いなさいということで、民間事業者さんではだめですよという内容です。ただし、市の直営であるか、あるいは先ほど申しました広島県が指定する市町村事務受託法人、こういったものがございます。これであれば市が直営でやったものと同様にみなすという指示がありました。

どのようにするかといいますと、まず委託業務を組むのですが、我々の健康福祉課の方に嘱託調査員さんというのを3名雇用いたしております。本来であればこちらの方で対応できるのですが、例えばそういった資格を持った方がいらっしゃらないであるとか、65歳でおやめになるとか、後々自己都合でおやめになるということがありますので、調査員の報酬を組み合わせながらもそういった突発的な事態に備えて、委託もできるようにということで委託料もある程度多目に組んでいるという状況でございます。

昨年はそういった形で途中で欠員が出たため、かなり委託料が増えたのですが、今回もそういったことを想定しておりましたが、今回3人お願いしております調査員さんは12カ月フルで来ていただくという見込みが立ちました。そういった意味で二重になっていた部分を解消するというので、委託料の方を減額させていただくという状況になっております。

委員（松本 進君） わかりました。

委員長（宮原忠行君） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、次に参ります。

議案第35号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 議案第35号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案参考資料は79ページになります。

本案は、砂利採取に関わる審査手数料を変更するとともに、指定居宅介護支援等の事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定行為に関わる審査手数料を定めるものであります。

改正の内容といたしまして、1、標準政令の改正に伴い、砂利採取計画の審査手数料を3万3,900円に、変更審査手数料を1万5,000円に変更するものであります。2、法定移譲に伴い指定居宅介護支援事業者の新規指定の審査手数料を2万円、指定更新の審査手数料を1万円とするものでございます。3、他市町の状況を鑑み、総合事業の第1号訪問事業または通所事業者の新規指定及び指定更新の審査手数料を1万円とするものでございます。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 1点だけお伺いしたいのですが、手数料で砂利採取の方は減額になっていますよね、手数料から見たら。それと、介護保険法の分の手数料更新、手数料は、これは前の分が省略ということになっているのですが、幾らだったのが2万円になったり、幾らだったのが1万円になったり、前はどうだったのかな、基準になっているわけでしょうから、そこはどうかなのでしょう、値上げだったらどうかなと思っていたが、逆に下げた、今は事業者も大変ですから、下がる方がいいかなと思ったりするのですが、前の時の手数料がわかれば教えてほしい。

委員長（宮原忠行君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 広島県で定めてありました手数料に基づきまして、竹原市も同様の額を定めるということでございます。

委員（松本 進君） 一緒。

社会福祉課長（西口広崇君） 一緒ですけど。

委員（松本 進君） 一緒ですね。わかりました。

委員長（宮原忠行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようですので、ここで入れかえのため暫時休憩をさせていただきますと思います。おおむね10分、そして集まり次第再開いたしますので、お願いします。

午前10時34分 休憩

午前10時40分 再開

委員長（宮原忠行君） それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

議案第16号字の区域の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） 提出議案書の7ページをお開きください。

議案第16号の字の変更について御説明を申し上げます。

本案は、中田万里地区圃場整備事業について事業の完了により土地の区画の形態等の変更が行われ字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令第179条の規定により、換地処分公告があった日の翌日から効力を生じるものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

表の左側の欄が変更前、右側の欄が変更しようとする字となっております。

左欄変更前の地番の一部及び隣接する道路、水路を市有地の一部また全部を右側の字にそれぞれ区域を変更しようというものでございます。変更する箇所につきましては、緑の表紙の参考資料12ページ、13ページをお開きください。

議案参考資料用として図面を縮小し、カラーを白黒で印刷している関係から文字等が読みづらくなっておりますが、凡例の左側が変更前、右側が変更後となっており、図面上で字界に薄く色をつけております細長い場所がこのたび字の区域を変更しようとする箇所となっております。

説明は以上で終わります。よろしく願いをいたします。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、次に参ります。

議案第39号竹原市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設部長。

建設部長（有本圭司君） 議案第39号の竹原市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の改正案について御説明いたします。

白い表紙の提出議案書の105ページをお開きください。

本案は、都市公園法及び都市公園法施行令の一部が改正され、公園施設の建築面積に係る特例の基準などを条例で定めることとされたことに伴いまして、必要な規定を整備するためにこの条例案を整備するものでございます。

改正の内容につきましては、公募対象公園施設である建物を建設する場合に限り建蔽率を10%まで上乘せができることになりました。公園のさらなる地域活用が可能となるよう国の上限にあわせて条例を改正するものでございます。また、都市公園内に運動施設を設ける場合の面積割合についても国の法改正にあわせて50%限度として条例を改正するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 参考資料の129ページで改正の内容というのが書いてありまして、民間事業者がこういう施設を設けるからという基準面積を緩和するといいますが、10%広げてもいいですよということが一つと、あとその面積の活用の中で50%を限度と

いのですか、半分近くになりますけれども、竹原市で現実に活用可能性というのは民間事業者がやる場合は一定の収益といいますか、赤字では難しいと思うので、そういう対象可能性とか申し入れがあるとか、現行での利用可能なところというのは市が考えている利用可能、提供できる場所はどこかというのがあれば教えてほしい。

委員長（宮原忠行君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、今回の改正でございますが、29年6月15日に都市公園法が改正されまして、そして都市公園において飲食店だったり売店等です、公園施設の設置や管理を行う民間事業者を公募によって選定することができるようになりました。この前に上乗せできる公園施設の建築面積の割合を政令の基準を参考に条例で定めるということをしています。

考えられるのは、バンブー公園が総合公園で最も大きくて36ヘクタールあるのですが、例えばそれ以外の大公園であっても2,000平米クラスの公園であっても10%ということになりますと200平米となります。こういったところへ売店を民間等でやりたいという相談があれば、そういった条件を環境を整えて市の方が公募をかけて行っていく、手続きをしていくというイメージになっておりますので、全ての公園が一応対象になっているというイメージでございます。

以上でございます。

もう一点、済みません。

今のところは相談とか案件はございません。ただ、国のこのたびそういった民間活用ができるというような法改正があったので、そういった機会を捉えて市も国と同じように条例改正をしていこうということ、これは全国的にある意見でございまして進めているものでございます。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今、具体的には申し出はないということでしたけれども、例えばバンブー公園で真ん中ぐらいに食堂、今は活用がされていないのしょうけども、例えばあそこを借りたいという場合だったらあそこの広さを10%広げるような施設をつくって、そこでの収益、いろんな事業、飲食店とかというのは可能だということですよ。

それと、あと面積按分の方で例えばそこの新開区画整理事業の中の公園のところ、今いくらあるの、1,000平米、そこのところで半分ぐらいまでそういうふうになるとい

ったら、50%限度という。

建設部長（有本圭司君） 10%です。

委員（松本 進君） 面積、面積の場合は50%というのがあるから。

建設部長（有本圭司君） 運動施設です。

委員（松本 進君） 運動施設の50%というふうに使えるということですか。

わかりました、わかりました。

さっきの1番がそういう分でいいのですか、具体的にあれば。

委員長（宮原忠行君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） バンブー公園の軽食堂については、現在の指定管理でバンスボさんをお願いして一応運営をさせていただいております。利活用させていただいています。それ以外に、もし民間の方でこういったことをやりたいというのがあれば、条件を整えて市の方で公募をかけていくということになりますので、現在はそういった引き合いとか問い合わせ等はないという状況でございます。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、次に参ります。

議案第43号平成29年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） それでは、議案第43号平成29年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、人件費の拡幅を調整するほか入札減や事業内容の見直しなどによる事業量の調整に伴う予算を減額するなど、決算見込に基づく精算が主なものとなっております。歳入歳出それぞれ2,836万4,000円を減額し、総事業費を9億1,972万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出の方から説明をさせていただきます。

議案等補足説明資料の2ページをお開きください。

それでは、公共下水道事業において一般事務に要する経費として消費税406万8,000円を還元するものでございます。理由といたしましては、消費税還付について課税収入に係る控除税額の増加に伴い平成28年度事業に係る消費税申告について還付となりました。それに伴い、平成28年度末に既に納付していましたが平成28年度事業に係る中間報告消費税についても還付となりました。また、前年度の申告に伴い中間納付が発生するところですが、平成28年度につきましては還付となったことから本年度の中間納付をする必要がなくなったことによるものでございます。

続きまして、公共下水道事業のうち汚水に係る経費といたしまして委託料を4,320万円減額し、また工事請負費に関しましては240万円増額するものでございます。委託料に関しましては、基本計画策定委託料及び事業計画策定委託料につきましては、実施に伴い減額するものでございます。また、測量設計委託料に関しましては当初は予定流入量に対して浄化センターの処理能力をもとに水処理、汚泥処理施設の増設時期を踏まえ今年度設計を行うことといたしましたが、現在見直しを行っています汚水処理構想及び基本計画において再度処理能力を検討した結果、汚水処理能力に関して後年度に延期することが適当であると判断されたことから、設計業務を後年度以降に延期することとしたため減額となりました。工事請負費につきましては、事業進捗を図り早期発現するため増額となっております。

続きまして、公共下水道事業経費のうち雨水に係る経費といたしまして、委託料を50万円減額し、また工事請負費に関しましては2,700万円増額し、移転補償費を100万円皆減するものでございます。委託料の減額理由といたしましては、雨水に関する経費として中央地区の雨水排水に伴うマンホール更新設計委託料として当初100万円見込んでいましたが、実施精査に50万円となったものにより減額するものでございます。工事請負費に関しましては、詳細設計に伴う土質調査の結果、管渠布設場所に転石層があるため、転石を破碎しながら推進管を推していく推進工法への変更により事業費が増額したことによるものでございます。移転補償費に関しましては、当初電柱等の支障移転に要する経費として100万円見込んでいましたが、工事発注後における地下埋設物等の試掘の結果、電柱等の補償移転に関する費用はなくなったため皆減するものでございます。

3ページをお開きください。

続きまして、地方債償還金元金に要する経費として公債費おける元金を313万円増額するものでございます。増額理由といたしまして、予算編成時においては特別措置分につ

いて元金償還の据置期間を予定しておりましたが、借入先の変更に伴いまして借入条件が変更となり据置期間を設けることができなくなったため、特別措置分の元金償還が平成29年度から始まったことにより増額になったものでございます。

続きまして、地方債償還金利子に要する経費として公債費における利子を56万2,000円減額するものでございます。減額理由といたしましては、当初予算時の見込みより平成28年度発行分の借入の利率が低かったことによるものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

1 ページへお戻りください。

下水道分担金について76万8,000円を減額するものでございます。減額の理由といたしましては、一部未施工区域が発生したため、供用開始ができない区域が生じたことにより当初予定されていた供用開始区域が減少し、分担金が減額となったことによるものでございます。

続きまして、下水道負担金について230万2,000円を増額するものでございます。増額理由といたしまして、面整備工事の整備区域で事業進捗を図った結果、供用開始区域が拡大し負担金が増額になったことによるものでございます。

続きまして、下水道事業補助金について2,000万円の増額をするものでございます。増額理由といたしましては、雨水補助事業につきまして国の補正があり、雨水補助事業の事業進捗を図るため増額したことによるものでございます。

続きまして、一般会計繰入金について1,677万3,000円減額するものでございます。当初予算に比べ人事異動に伴います職員の人員減による人件費の減額や、建設費、公債費等の増額等により合計1,677万3,000円が減額となり、歳入歳出の均衡を図ったものによるものでございます。

続きまして、雑入について567万5,000円を増額するものでございます。増額理由といたしまして、先ほど歳出でも説明いたしました消費税還付金について課税仕入れに係る控除税額の増加に伴いまして、平成26年度事業に係る消費税申告について還付になりました。それに伴い、平成28年度末に既に納付した平成28年度事業に係る中間納付消費税についても還付になったことによるものでございます。

続きまして、下水道事業債について3,880万円減額するものでございます。減額理由といたしましては、先の国の補正によります国庫補助金の交付増及び関連事業との調整結果に伴うものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。

最後は繰越明許費明細書の説明をさせていただきます。

汚水につきましては、先ほど委託料その他の時に説明いたしました浄化センターの水処理、汚泥処理の増設に係る実施設計について汚水処理構想の見直しの結果、後年度に延期することが適当であると判断されたことから、補助対象事業の汚水工事の進捗を図ることとしたため年度内における事業完了が困難となり、工事請負費2,460万円を繰り越すものであります。予定工期といたしましては、平成30年12月を予定しております。

続きまして8ページをお開きください。

雨水につきましては、先ほど説明いたしました国の補正予算に伴い工事請負費のうち1億4,500万円につきまして本議会終了後以降で国、県への手続を経ての工事発注となりますので、年度内における工期が確保できません。よって、今回の補正金額の工事請負費1億4,500万円を繰り越すものでございます。なお、予定工期といたしましては平成31年2月を予定しております。

以上で説明は終わります。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

北元委員。

委員（北元 豊君） 2点ほどお願いします。

今の説明資料の中で2ページ、公共下水道の工事請負費というところで、2,700万円増額しています。転石層があったよというところがございますけど、今市内で工事を進めている中でそういう原因といたしますか、そういうものが見受けられる、それとももうそういう予定、想定外であってというものがあつたのかどうかという2点、それをお願いします。

委員長（宮原忠行君） 下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） 今の御質問ですが、当初予算編成時は基本設計しかまだできておりませんでした。その後以降、詳細設計を行う中でボーリング調査をしました。ボーリング調査をした結果、地区によって転石層が50センチぐらいの転石が敷き並べられていると、その中を推進するというので工法変更が発生して金額が増額しております。竹原市においても今公共下水道で雨水の面整備管を工事しているのですが、やはりそういう

見えない部分ということで転石が出る場所は多々あります。

以上です。

委員長（宮原忠行君） 北元委員。

委員（北元 豊君） 転石層というところが認められたという中で、今後下水工事を進めていく中で当然そういう現場に出くわすよということもあると思います。その中では、当然予算計上もそれなりにしておかないといけないよということが発生するわけです、その点が1つ。

委員長（宮原忠行君） 下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） 予見されるものがあれば、前年度の工事等でそういうものが出ておればわかるのですが、特に推進の場合、地下を掘っていきますのでそういうものが想定される場合と想定されない場合というのがあります。事前にボーリングをしている箇所であればできるのですが、そうでない場合は予見できない場合があります。それと、やはり事業費等が変わってきますので、こういう支障物に当たった時は現場監督員が行きまして現地で確認後、設計変更の対応をしていくと。極力は基本事業費の中でおさめるような形で、石が当たれば事業費が上がりますので全体延長を減らす等のことをして予算の範囲内で対応させていただくというふうにしております。

以上です。

委員長（宮原忠行君） 北元委員。

委員（北元 豊君） そういう御配慮をいただいている中で工事を進めていくということによくわかりました。その中で、今回国庫補助金ということで補助金2,000万円がありますというところでありますけど、要はこういうことは多々あるのか、それともつまり国のそういう補助金制度が新たにあったからできたよということなのか、その点はどんなんでしょう。

委員長（宮原忠行君） 下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） 今回の雨水の補助金の2,000万円の増額につきましては、もともとうちの方で今年度予算として2億円要望しておりました、その中の内訳といたしましては国庫補助金1億円、市の事業債1億円という事業予算を組んでおりました。ただ、その内示が国の方から来た時に、50%しかつかなかったというところで、当初は今現在発注しております2工期115メートルぐらいを施工する範囲で終わろうという思いでしたが、12月に国の補正がありましてそれで追加要望ができるということで今回さ

せていただきまして、先ほどのボーリング調査の結果も踏まえまして、増額ということで実質2,000万円しか増額になっていませんが、最終的には7,000万円ほど国庫補助で増額してもらって対応しているというような形でやっております。

委員長（宮原忠行君） 北元委員。

委員（北元 豊君） 最後にします。

要は、こういう特に財政的にも厳しい中で工事を進めていかなければいけないとなると、当然そういうアクシデントも今起こりましたよということもあるわけなので、特に補助金等の活用といたしますか、中・長期的な活用方法をにらんで事業を進めていただきたいなという思いでございます。その点について。

委員長（宮原忠行君） 下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） 財政的なもの、負担もいろいろ雨水も含めて汚水も地下に見えないものを、特に下水とか水道の方は地下を掘っていきますので、そういう予見できないものというのは多々ありますので、ここら辺に関しましては極力事前に調査を密にするようにして極力変更がない工法とかを積算をしていきたいという思いと、前回、委員会でお話をさせていただきましたクイックプロジェクトという簡易的なもので施工ができる工法も今確立を国の方でされておりますので、そういうものも活用しながら財源の方は極力建設事業費の1メートル当たりの単価を圧縮するような形にして拡大をしながら整備をさせていただきたいとは思っております。

以上です。

委員長（宮原忠行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、ここで自由討議を行うため暫時休憩をいたします。

委員外議員，執行部は退室をお願いしたいと思います。

午前11時03分 休憩

午前11時04分 再開

委員長（宮原忠行君） それでは、ないようでございますので、休憩前に引き続き会議を再開します。

その他何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、第1回はこの程度にとどめたいと思います。

なお、皆さん方の積極的な御協力により想定以上に審議が進みまして、実は市長が1時半まで公用が入っておりますので、第2回は午後1時半から再開をいたしたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。ありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

午前11時04分 休憩

午後 1時21分 再開

委員長（宮原忠行君） それでは、予定していた1時半より早いですけれども、市長もお見えになられましたので、休憩を閉じて会議を再開いたします。

市長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長。

市長（今榮敏彦君） 委員の皆様、本日は民生都市建設委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。本委員会におきましては、各議案につきまして慎重に御審議をいただいた上、適切な御決定を賜りますようどうぞよろしくお願いをいたします。初めての委員会でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長（宮原忠行君） これより一括質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手によりお願いをいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 市長がおられるので、2点だけ聞きたいと思っております。

1つは議案第30号国民健康保険条例の一部改正案があつて、今度4月1日から市の財政運営から県の方の運営へ移行するという事で説明がありまして、ここで確認を含めてお伺いしたいのは自治権の問題で、確認したいというのは1つは国保税条例、今度国保の事務という2つの条例が出て、国保税条例では県単位化によって負担が下がるというふうには理解しています。

それと、今回委員会の方に出ている議案第30号の国保事務の県単位化に関わつては、どうしても気になるのは自治権の関わる問題でお聞きしたいというのは、ここに書いてある総務文教委員会の資料で恐縮ですけれども、激変緩和措置というのがありまして、要するにここには医療保険分の均等割額を段階的に増額するという事です。均等割ということ

で1人当たりを増やすということで、県の統一保険料に近づけるということで、6年間の激変緩和措置で近づけるということなのでしょうけれども、そこは均等割、要するに一人割のところを増やせば所得に関わりなくそこを増やすということになりますから、本来の所得割で、所得の高い人に応じての税率が高くなるというのが理想ですけど、ここは仕組み上そういう均等割のところは人数に応じて世帯人数の多いほど1人当たりの分が確かに増えるというのは均等割という仕組み上となっています。

ですから、ここを何とかしないと現実問題としては県の緩和措置の中にあるように県の保険料率に近づけると、そこはどこへ近づけるかといったら均等割のところを増やして近づけるというような指導がここに書いてあるわけです。ですから、ここは世帯の人数が多いところほど負担がかかる、所得が多いほど負担がかかるというのではなくて、その仕組みは決定的に違うところがあって、ここはそういう県の指導があるのだけれども市の決定権、さっき市の団体事務の決定権からすれば条例で保険税率を決めるわけですから、決定権は竹原市にあると。

しかし、県へ納める納付金の分のお金はそこを削れとかというのではないのですけど、県へはそういう義務があって納付金のことは納めないといけない。しかし、竹原市で集める税金、国保税の中は市で決定権があるのではないかということが自治法上、条例でもなっていますけれども、しかし県はこういうふうに均等割のところを増やしなさいよと、それで標準税率で統一するのだということは、ある意味自治権の侵害になるのではないかなということがあつて、このまま増やしていけば負担が少し重くなる、所得割のところを増やすのではなくてここを増やすことになればますます低所得者のところに負担がかかってくるということが大変なことになるのではないかなということで独自の、私は繰り返して言いますが、負担を軽くする措置が要るのではないかという立場でこの自治権の問題、負担の市への問題というところで市長のお考えがあれば聞いておきたいと。

それから、2点目は議案第19号のことでこれは遺児福祉年金のところであるのですがけれども、制度自体は昔からつくられて、先ほどの午前中の御説明では対象者がいないとかというような説明がありました。しかし、いろんな厳しい財政事情だというのは重々承知しているのですけれども、ここの議案第19号というのは遺児福祉年金を廃止するというような提案になっています。

そこで、質問でも言いましたようにこの条例の目的というのは、親のいない子に対して少しだけでも支援すると、遺児福祉の増進を図るためという目的で設置目的があるし、

年金額にしても遺児1人について年額3万1,200円とわずかな、市の財政から見てもわずかですし、実際対象者はいなくて使われていないということですが、しかしこの制度上は残していく必要があるのではないのか。わずかでも例えばこういう支出してもわずかな、市の懐から見たらわずかなお金です。しかし、もらう方からしたら少ない、3万円、4万円、そういったわずかなものにしても、もらう方からしたら確かに助かります。やっぱり、いろんな家庭状況から見て。そのような面から見てあえてさっき午前中の説明では他のいろんな施策が充実してきたからこれは廃止するのだという趣旨だと聞きましてけれども、やはりこの条例の目的、市の財政負担の状況を見ても廃止することはないのではないのかと声を大に言いたいだけけれども、市長のお考えを聞いておきたい。

委員長（宮原忠行君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） まず、均等割でございますけども、今回の税率改正は県の標準税率に比較しまして、竹原市の場合は均等割部分が現行よりも増額した形で示されておりました。これを受けまして、その増額のところに位置される方々が低所得者の方が多かったので、ここに対しては激変緩和措置をとるという方針になりました。ということで、据え置くということで均等割の税率を下げさせていただいております。

ただ、この時点で既に県の示します標準税率と差が生じますので、この部分を約3年かけて徐々に税水準を県の標準税率に近づける、こういった内容でございます。また、課税の応能応益割合というものがあるのですが、これまで4方式、所得割、資産割、均等割、平等割という4つの項目に分けてそれぞれ課税をさせていただいております。これが、県内統一することによりまして被保険者間の負担のバランスがよくないといえますか、市町の間でも固定資産税の取り扱い等が平等さに欠けることがございますので、県の運用方針の中で3方式ということが決められております。そうした中で今回3つの標準税率を県の方から示されておりましたが、そのうちの竹原市の場合は県に移行する状況の中で標準税率をそのまま設定しますと若干安くなるというような状況がありました。そうした中で今回そういった措置をしたことありまして、意図的に均等割を上げていくというものではございません。そういうことで御理解いただきたいと思っております。

それと、自治権との関わりの御指摘がございましたが、自治権ということでは、法律の規定の制度の枠組みの中でルールに基づいて決められた事務を遂行することは、これは自治権の侵害には当たらないと考えております。また、今回の県単位化における県税の決定につきまして、その仕組みは県全体の所要医療費の積算に基づきまして各市

町の納付金をまず決定し、市がその納付金を納めるために必要ないわゆる標準保険税率を示すことがあります。市町は示された標準保険税率をあくまでも参考にして市町の条例の中で定める仕組みとなっておりますので、これも自治権の侵害には当たらないと考えております。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 次の遺児福祉年金の廃止の件でございますけども、この制度につきましては午前中にも説明させていただきまして繰り返しになるかもわかりませんが、この遺児福祉年金制度につきましては昭和46年に創設をされております。当時、ひとり親家庭で、対象者も多く、支援等については十分ではなかったといったような経過がございます。そういったことがございますので、単市で支援をしてきたといったようなところなのですけども、50年近く創設から経ちます。この間、状況が大きく変わってきております。国の児童扶養手当等をはじめ各種支援策が大きく拡充されてきております。こういう状況でございますので、遺児福祉年金の制度の効果が現在は薄れてきているということで、一定の役割は果たしてきたというふうに考えております。今後、対象者もないということもございます。また、県内の他市では既に廃止をされているということもございますので、総合的に判断してこのたび廃止をさせていただくというふうなことで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） さきの遺児福祉年金の件からいうと、設置目的というのは古い、昭和46年につくられたにしても、それからいろいろ制度も変わったにしても、こういった対象者もいなくなるよという分なら別ですけども、いざという時にはこういった設置目的を今でも、私はこれは決してもう昔つくったから古くなっているから要らないよということではないと思うのです。ですから、そういう面では是非保存してほしいし、市の方からの持ち出しにしても3万一千くらいという年額ですから、ですから財政負担から見てもそんなに廃止する問題と市の財政負担の問題、そこは絡めても何か子育ての支援という、そういった面から考えると是非この励みとして、よそが切ったからうちも切るよというようなことではいかかなというふうに私は思いますし、是非そこは市長から見解を述べてほしいなということをお聞きしたい。

もう一つは国保の問題は数字上なんかはいろいろ総務文教委員会とそこで付託事項ではないですか、税の問題については。だから、私のこの担当委員会ではそういう県単位化、竹原市から広島県に移ることによって納付金という制度ができるし、そこの中の納付金の仕組みの中の県が統一保険料を示すわけですから、そこに近づけるようにやりなさいよと。そこまで一般財源とかいろんな広島県内でも一般財源を充当して負担を軽減しているところがあります、だから、それが実質できなくなるというのがここにあって、大きな自治権の侵害という言葉自体が私は率直に指摘したいのだけれども、標準税率に近づけるといふ今の仕組み、今度の仕組みになっても均等割のところをやるか、いろんな考え方があって、所得割のところをやるか、いろいろあると思うのです。

しかし、所得割のところからどんどんとれという言い方ではないのですが、一つは所得割で高いところから負担してもらおうとかという理屈があります。それとこの均等割というのは、所得に関係なくあなたのところは1人、あなたのところは2人、3人というその充当割で行くようなものですから。だから、所得に関係なく人数によって増やされるというところは、そこに増やす仕組みがここに書いてあるのですから。だから、そこはやっぱり負担がもろにかかります、所得に応じてというのではないから。ですから、そこはもし県がこういう指導をしてくるのなら、これはあるけどもこれは関係ないですよというのなら別なんですけど。そういうものですか、これは事務上になってくるから、市長がおられるからここはもう前提として県の指導があるよということになっているから。だから、均等割のところにもそういう負担がかかるような仕組みではいけないのではないのかということをもう一回聞いてみたい、これでやめますから。

委員長（宮原忠行君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 遺児福祉年金のことをごさいますけども、廃止の理由というのは先ほど申し上げたように状況が変わってきている、総合的に判断したということで廃止という方向なのですけども、今後はやはりひとり親家庭の支援というのは仕事と子育てを両立しながら自立した生活を送れるような支援が必要ではないかというふうには思っております。そのために就労支援、子育て支援の施策を充実させていきたいというふうには思っておりますので、またよろしく申し上げます。

委員長（宮原忠行君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 保険料を決めていく上での仕組みの御説明になりますが、まず昨日ちょっと言いました応能割、応益割というのがございまして、その要素となって

いるものは応能の方には過去ありました資産割でありますとか所得割、これがその人の能力に応じていただくものでございます。応益割の方は今委員御指摘の均等割といいますか、世帯割ですとか人数割を応益と言います。このバランスが基本的には5対5で構成しなさいということがございまして、それに基づいて各税率というものが決まっております。そういうことで、例えば今委員が御提案の所得割を多くして応益割を下げるということは、この保険制度のもともとの考え方に反してまいりますので、県に移管いたしましてもここで基本的に県の方で示してこられるものと考えております。よろしく願いいたします。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） 同じ答弁なので、指摘にとどめたいと思うのですが、国保の分では例えば一つの中なので所得割に対して応益割を減らすと、均等割で増やすというのが一つの考え方であって、第一義的には今日はちょっと言いませんでしたけども、国保制度そのものの第一義的責任は国からの支援がないと、どこの自治体も困っているのが私は前提として話したつもりなんですけど。ですから、今6団体でも今度はこういう単県化、広域化のふうにしても6団体はその条件として国の、特に低所得者向けの負担を減らしてくれと、何回も要望が出ているのを私も知っています。ですから、そういったことを前提にして、今県が今度仕組みがなるのですけども、そうなった場合で対応する必要があるのだと思うし、現実的には。その中でやっぱり増やすにしても所得の負担を、バランスが崩れると言いかしれないけども、理屈としては所得に応じての負担というのは税の負担の原則だし、しかしここは県の指導の中ではそこに書いてあるように統一保険料を増やしなさいよと、段階的にということではますます国保の加入者が今人数多いところほどしんどくなると、負担が重くなるということは明らかなので、何らかのその対策が必要だということは指摘して終わりたいと思います。

委員長（宮原忠行君） いずれにしても、国民健康保険、今松本委員が指摘されたような問題もやっぱり幅広く世論としてあることも事実で、そしてここですぐに結論が出る問題ではないと思いますので、また閉会中審査等も含めてしっかりと議論をする場を設けていきたいと思いますので、松本委員にはそのように御理解をいただきたいと思います。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） それでは、異議なしと認め、本委員会への付託案件についての質

疑を終結いたします。

これより本委員会への付託案件について順次討論，採決に入ります。

なお，討論，採決の順序につきましては，議案番号順にとり行ってまいります。

議案第15号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号字の区域の変更について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号竹原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号竹原市遺児福祉年金条例を廃止する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は反対します。

委員長（宮原忠行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号竹原市隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号竹原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号竹原市児童館条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号竹原福祉会館設置及び管理条例を廃止する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は反対します。

委員長（宮原忠行君） これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号竹原市重度障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は反対します。

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（宮原忠行君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号竹原市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号平成29年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号平成29年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号平成29年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号平成29年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきま

しては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻委員長において調整いたしますので、御了承願います。

議事の都合により暫時休憩します。

説明員は退出願います。御苦労さんでした。

午後1時55分 休憩

午後1時56分 再開

委員長（宮原忠行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

当委員会の閉会中継続審査、調査についてを議題とします。

6月定例会までの間、当委員会として集中的に継続調査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るよう考えております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） 御異議がないようでありますので、関係部課と調整の上、正副委員長において当委員会を開催してまいりたいと思います。

その他委員の皆様におかれて継続審査、調査について御意見なり御要望はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでしたら、別紙のとおり議長に申し出ることに對し御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもって民生都市建設委員会を閉会いたします。

本日は早朝より御参集いただきまして、また委員の皆様のお協力により円滑にかつ効率的に審議が議了いたしましたことに対しまして、委員長として厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

午後1時58分 閉会